

佐久市観光パンフレット製作業務 仕様書

1 業務の名称

佐久市観光パンフレット製作業務

2 業務の目的

観光パンフレットは、事前の旅行計画だけでなく、現地での情報収集にも活用される、重要な観光情報発信媒体である。佐久市への観光客の誘客増大を図るため、一目で佐久市がイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピーを掲載し、思わず手に取って行ってみたくなるようなパンフレットを製作することを目的とする。

3 業務の要件

- (1) 観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに応えた内容とすること。
- (2) 一目で佐久市がイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、思わず手に取って行ってみたくなるようなパンフレットとするため、表紙及び裏表紙のデザイン等を工夫すること。
- (3) 地図及びイラスト等による市内全域図で主要観光スポットや公共施設等の位置関係が分かるようにすること。
- (4) 主要観光スポットについては、交通アクセス地図、拡大図(地図・略図)等により、来訪者が容易にその観光スポットに行きつくことができるようにすること。
- (5) 主要観光スポットについては、目を引く大きめの写真を使用するなど、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (6) 特産品やグルメ情報、イベント等の情報を組み入れること。
- (7) QRコード等を活用した佐久市観光協会公式サイトとの連携により、メディアミックスした情報発信ができるようにすること。
- (8) 佐久市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。
- (9) 周辺地域からの来訪を高める工夫をすること。
- (10) 佐久市内の宿泊施設、交通事業者を網羅した情報を掲載すること。

4 業務内容

(1) 観光パンフレットの製作

ア 企画立案、デザイン、写真撮影、レイアウト、編集、校正など観光パンフレットの作成に必要なすべての作業を実施すること。

イ ユニバーサルデザインに配慮した色彩、フォントとすること。

ウ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。

ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については、協議の上、佐久市観光協会が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

エ 製作意図を汲取り、わかりやすい紙面にすること。

オ 写真・QRコードを活用し、文字情報を減少させ、紙媒体とWebサイトのメディアミックスした情報発信媒体となるよう工夫すること。

また、QRコードの読み取りで、多言語表示に対応させること。

カ 本誌に導入する新たな目玉企画案を作成すること。

キ 策定中の第3次佐久市観光振興ビジョン骨子案の内容を理解し、整合性が図れたものとする。

ク ターゲットの目を惹き、思わず手に取ってみたいくなるような、インパクトと訴求力のある表紙デザインを作成すること。

一目で佐久市の魅力が伝わる写真・イラスト・キャッチコピー等の配置を工夫すること。

(2) パンフレットの規格及び印刷部数等

ア サイズ等：A 4、16ページ程度（表紙及び裏表紙含む）

イ 印刷部数：40,000部

ウ 仕様：全ページカラー印刷（4色刷り）

可能な限り環境にやさしいインク使用

エ 紙質：マットコート紙70K相当紙(古紙配合率任意)

オ 装丁：中綴じ

(3) 電子データの作成

ア PDFファイル

・高解像度 PDF ファイル：画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

・低解像度 PDF ファイル (Web サイト掲載用)：ディスプレイへの表示および印刷しても判別可能であること。

イ 概要版データ

A 3両面カラー印刷するための概要版データをPDFファイルで提出すること。

ウ レイアウトデータ

Adobe Illustratorで作成した再編集可能なレイアウトデータとすること。

エ 中間製作物データ

画像(写真含む)、図表、イラスト、文章(キャッチコピー含む)

(4) 年度別の業務内容

ア 令和8年度業務

本仕様書4（1）から（3）に規定する企画、撮影、編集、校正及びデータの作成並びに、パンフレットの印刷・納品（40,000部）等、本業務の遂行に必要な一切の作業を行うこと。

(5) 製作業務の管理

ア 編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図り、内容確認を行った後で、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

イ 発注者の原稿内容の確認及び校正にかかる時間を十分に確保できるようスケジュール管理をすること。

ウ 3回の校正作業を行い、誤字脱字、事実誤認等による記載を防止すること。

(6) その他追加提案に係る業務

受注者は、委託上限額の範囲内で、業務の目的を達成するために実施できる独自の提案を行うことができ、発注者と協議の上、その業務を行うこと。

5 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）までとする。

6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合については、事前に発注者の承諾を得ること。

7 納入物

パンフレット 40,000部
電子データ (CD-ROM等) 一式
企画提案により採用した広告物

8 納入場所

佐久市観光協会事務局が指定する場所

9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成したパンフレット、原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法(以下「法」という。)上の一切の権利(法第27条及び法第28条を含む。)は、発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間物を作成した者は、当該業務に関する事項に関して法第17条に規定する著作権者人格権を無期限行使しないものとする。
- (3) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作権者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものではないこと。
- (5) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。)
- (6) 本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。
- (8) 契約内容は、受注者との協議の上変更となる場合がある。